

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	区分	直営・広域
キーワード	直営・広域中核機関、全世代型総合的権利擁護支援、包括的支援体制との連動		

1市2町1村が協働して直営・広域の権利擁護センターを整備

I. 概要

1. 自治体概要（4自治体の合計）

人口	45,750人
面積	610.81km ²
高齢化率	36.98%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	60人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	494人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	222人

(2019年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2019年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
78人	41人	25人	12人	0人

(2019 (R1) 年7月10日時点)

② 市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	7件	11件	10件	2件
内訳	高齢者	5件	10件	8件
	障害者	2件	1件	2件

③ 市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
21人	3人	5人	8人

(養成数：2018(H30)年度末時点。
法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (R1) 年10月時点。)

3. 事例のポイント

▶ 直営・広域の権利擁護センター整備

美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村が協働し、美作市の保健福祉部社会福祉課総合相談係の中に直営の「美作市権利擁護センター12（トゥエルブ）」を設置することにより、直営・広域の権利擁護センターを整備。

▶ 全世代型を意識した総合的権利擁護支援

事案についてケース検討をする「支援検討委員会」のほか、「子育て支援部会」「虐待対応部会」「成年後見支援部会」の3部会により、全世代型の総合的権利擁護を支援。

▶ 世帯支援、継続的支援

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制と連動、世帯全体への支援、切れ目ない継続的支援を意識し、制度横断的な権利擁護を支援。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 「美作市権利擁護センター12（トゥエルブ）」の体制の特徴

1. 1市2町1村が協働して権利擁護センターを設置・運営

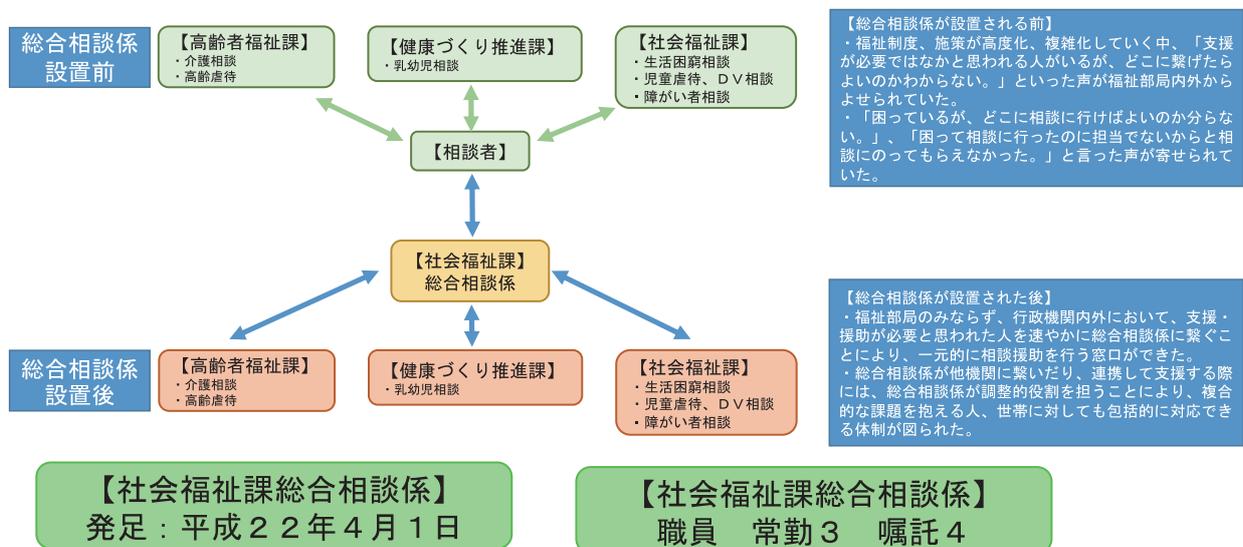
平成27年当時、岡山県内では、すでに委託型の権利擁護センターが次々と立ち上がっていました。そうした中、美作市職員から権利擁護センターの設立について検討がはじまり、専門職へ相談を行いました。また、職員が市長に「縦割りではない**制度横断的な権利擁護センターの必要性**」を説明したところ、市長からは「確かに重要だ。すぐに取り掛かろう。近隣の町村にも必要なはずだから、一緒にやろうと声をかけよう」という提案がありました。その後、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村が権利擁護センターの設置に向けて協議を重ねた結果、平成28年度に**1市2町1村による美作市直営の権利擁護センターが誕生**しました（2町1村は権利擁護事業を委託）。公募により、サッカーでサポーターを意味する「12」を付した「美作市権利擁護センター12」（以下「センター」と

いいます。）が名称となりました。

美作市は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のモデル事業にも手を挙げており、社会福祉課に総合相談係を創設していました。この総合相談係の職員1名がセンター職員を兼務するとともに、センター職員として雇用した嘱託職員1名が担当しています。センターの運営費については、会議費、アドバイザー委託料、事務費等を1市2町1村が人口割で負担していますが、国の補助金である「地域生活支援事業等補助金」や「岡山県地域医療介護総合確保基金」なども活用しています。

美作市直営で運営しているため、**正確な個人情報**が確認しやすく、**権利擁護の課題が見極めやすい**という直営ならではの「迅速性」というメリットを感じています。

美作市社会福祉課総合相談係設置の経緯

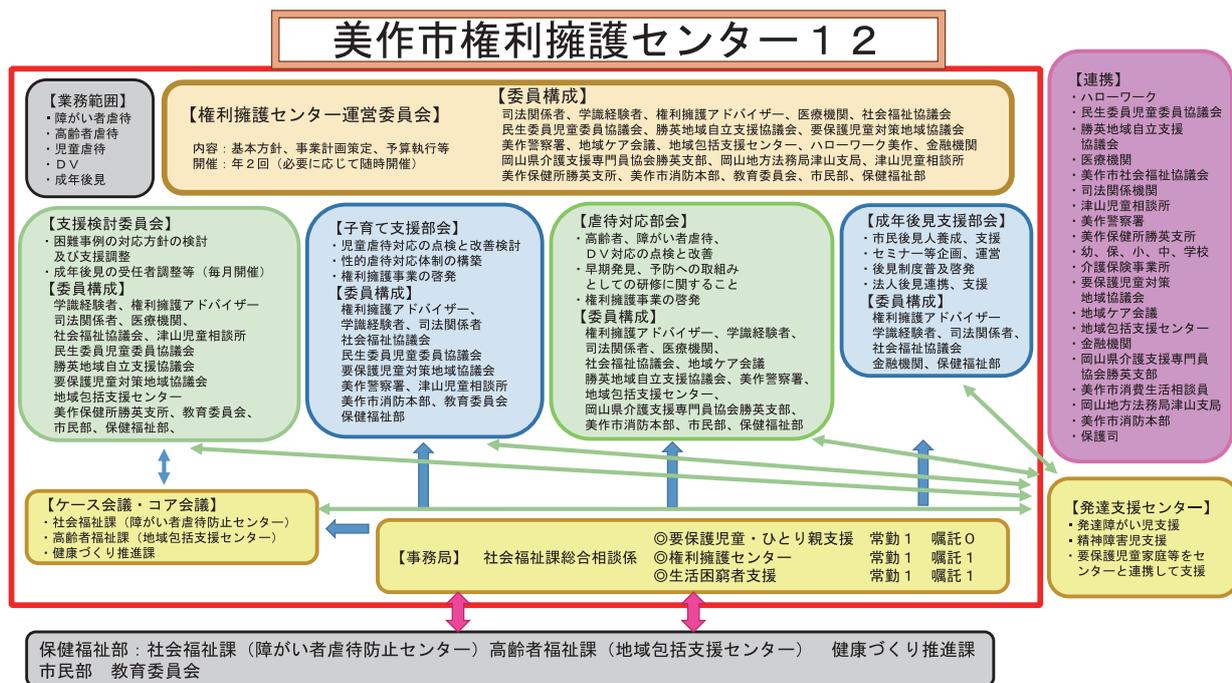


2. 全世代型、世帯支援、継続的支援を意識した総合的権利擁護支援

月に1回開催される「支援検討委員会」は、司法関係者、学識経験者、権利擁護アドバイザー、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、勝英地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、津山児童相談所、美作保健所勝英支所、市の市民部、保健福祉部、教育委員会で構成され、各市町の担当者と共に個別事例の検討をしています。全世代型の検討を行うことができるようになっていきます。

全世代型の権利擁護の検討が行えることに加え、

美作市総合相談係がセンター職員を兼務しているため、複合的な課題を抱えた世代への切れ目のない継続的支援を実施できています。継続的な支援の中で課題の見落としが生じないように、課題がどこにあるのか、その課題は解決したのかを確認するモニタリングを必ず実施し、漫然とした支援のしっばなしとならないよう、「事例対応の終結を意識した支援」を実施しています。事例の進捗管理が業務の一つとなっているというのも、特徴の一つです。



3. 部会による地域課題解決と市民後見人の養成

個別事例の検討のほかに、制度・分野別の部会を設け、地域課題の解決を図っています。成年後見支援部会では、主に「市民後見人の養成・支援」、「法人後見連携・支援」を実施しています。

市民後見人に関する取組としては、平成28年度から養成を開始しており、岡山県主催の研修会、市主催の研修会（講義、施設見学）による養成を実施しています。

受任調整においては、以下の条件に当てはまる事案において後見人等の候補者として推薦をしています。

- 類型：条件なし
- 申立人の別：条件なし（首長申立てに限らない）

- 財産：高額な財産を所持していない
- その他：親族等との紛争や虐待等の対応困難なトラブルがない

受任形態については、市民後見人と社協による複数後見としていますが、社協の法人後見の支援員として活動する者もいます。

市民後見人からの相談等のフォローアップ体制については、通常相談は社協、専門的相談は専門職が対応し、他職種での研修会等について案内をしています。また、平成31年度についてはフォローアップ研修（年6回）等で講義や情報交換会を実施しました。

担当者より

全国で唯一の直営広域整備のセンターだと言われて驚きました。

今後、美作市権利擁護センター12の仕組みを活かしつつ、中核機関の整備についての検討を進めます。



■参考URL 連絡先

美作市保健福祉部 社会福祉課
美作市権利擁護センター
TEL：0868-75-3913
<http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/hoken/shakai/sougousoudan/1459931243477.html>